

## こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがケガや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

### 保険証の提示で医療費の支払いが一部に

療養の給付  
病院などで保険証を提示すれば

ば、医療費の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

ただし、年齢などにより自己負担割合が異なります。

- 3歳未満の乳幼児…2割
- 3歳以上70歳未満…3割
- 70歳以上の人…1割(一定以上所得者は2割)

入院時の食事代  
入院したときの食事代は、ほかの診療などにかかる費用などとは



別に標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

住民税非課税世帯の人は、食事代の減額が受けられますが、標準負担額減額認定証が必要です。保険年金課に申請してください。

### あとで払い戻しが受けられます

療養費の支給

次のような場合、書類と印鑑を持って保険年金課に申請してください。国保が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

急病でやむを得ず保険証を持たないで病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書  
医師の指示で、あんま・はり・きゅう・マッサージを受けたり、骨折やねんざで柔道整復師の施術を受けた場合(ただし受領委任を受けている柔道整復師については一部負担金で施術が受けられるので除く)

【書類】医師の同意書・施術料金額収明細書

手術などで生血により輸血を受けたたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の意見書・領収書  
海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書・領収明細書・日本語訳文  
移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の意見書・領収書

### 出産や死亡したときにも

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき出産育児一時金が30万円支給されます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡し、葬祭を行った人に葬祭費が10万円支給されます。

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

医療費が高額になり負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。該当者には治療を受けた月から2カ月後に文書でお知らせします。

### こんなときには 注意を

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をしたとき  
国保で医療を受けるときは必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないとき  
健康診断・美容整形など病気とみなされないもの、業務上のけがや病気などは給付が受けられません。

くわしくは保険年金課 ☎20・1526(入)。

## 改修工事に伴い 一時移転します

旧保健センターでは、育児中の母と子のふれあい、また、情報交換の場として「なかよしひろば」を開設していますが、このたび改修工事を行うため一時移転をします。

改修工事期間は市立玉造保育園の2階で実施しますのでご利用ください。

期間 10月18日(月)～12月28日(火)

開所日時 月～金曜日 午前10時～午後4時

くわしくは児童家庭課 ☎20・1538へ。

### 住宅街の違法駐車

## 困ります

## 自分勝手な迷惑駐車

最近、駅周辺ばかりでなく住宅街でも迷惑駐車が増え苦情などが多く寄せられています。

迷惑駐車は緊急車両などの通行の妨げになり、事故の原因にもなるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

市では、関係機関と連携を図り

街頭啓発を行うなど、運転者の意識改革に努めたり、警察へ通報し、取り締まりを強化してもらったりしています。

迷惑駐車をする人には、周辺住民も多いと思われます。地域のみなさんで話し合うなど、ご協力を願います。

駐車をする場合は、最寄りの駐車場を利用しましょう。

迷惑駐車を無くすには、運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。

くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

### 自賠償保険・共済

## 期限切れ

## 掛け忘れにご注意を

自賠償保険・共済は、万一の交通事故の際に、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自転車は、期限切れや掛け忘れに注意してください。

くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

## 被害者の遺族に 給付金を支給

この制度は通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族、または心身に障害を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

くわしくは県警察本部犯罪被害者対策室 ☎043・227・9131(または、お近くの警察署にご相談ください)。

### 年末調整などの説明会

## 法人と個人の

## 白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に、平成16年分の年末調整・法定調書及び給与支払報告書の提出について、の説明会を次のとおり開催します。

なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

日時 11月19日(金)  
午前の部 午前10時から  
午後の部 午後1時30分から

## 教育委員に荒井清氏と 小川信子氏が就任

9月の定例市議会において、荒井清氏を引き続き教育委員として、また前教育委員大木みわ氏の後任として、市民の中から公募により小川信子氏を任命することに同意を得、10月1日付けで教育委員に就任しました。

荒井氏は成田小学校長、教育委員長を歴任しています。小川氏は私立成田高校、同付属小・中学校で教諭、図書館司書などを歴任しています。

お二人の今後の教育行政での活躍が期待されます。



小川信子氏



荒井清氏

ています。

この制度は、交通遺児が損害賠償金などから拠出金を払い込んで加入し、この資金に国や民間からの援助金を加えて、交通遺児が19歳に達するまで、3カ月ごとに給付金が支給されるものです。

対象 交通事故で亡くなった人の子ともで11歳未満

拠出金や育成給付金は年齢により異なります。くわしくは(財)交通遺児育成基金 ☎0120・163611へ。

### 交通遺児育成基金

## 子どもたちの将来を

## 明るくものに

(財)交通遺児育成基金では、交通事故で父母を亡くした交通遺児の生活基盤を安定させ、子どもたちの将来を少しでも明るくものにしようと、育成給付金を支給し

会場 中央公民館講堂

くわしくは成田税務署法人課税第二部門 ☎285151(または市税務課 ☎20・1513)へ。

### 二輪車のリサイクル

## オートバイの廃棄は 所定の引取窓口へ

国内二輪車メーカー4社と輸入事業者11社は、自主的取り組みとして、廃棄二輪車の回収・リサイクルを10月1日から開始しました。

これは、廃棄二輪車を二輪車販売店や所定の窓口で引き取り、リサイクル施設で適正にリサイクルを行うものです。

市では、この取り組みを支援するため、今まで不要になった原動機付自転車を、粗大ごみとして回収、または処理施設で受け入れしていましたが、11月1日から回収・受け入れは行いません。

二輪車を廃棄する場合は、廃棄二輪車取扱店・店頭にステッカーが掲示してあります(または、指定引取窓口)に廃棄二輪車を引き渡してください。

引き取りには、二輪車リサイクル料金が必要です(支払いは郵便局)。また、廃棄二輪車取扱店に依頼する場合は、収集・運搬料金が必要になる場合があります。

10月1日以降販売される二輪車には、二輪車リサイクルマークが

貼付され、リサイクル料金は必要ありません(メーカー希望小売価格にリサイクル費用が含まれているため)。この場合も廃棄二輪車取扱店に引き取りを依頼する場合は、収集・運搬料金が必要になる場合があります。

### 参加メーカー・輸入事業者

本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、(株)成川商会、(株)カジバ・ジャパン、(有)アブリリアシヤパン、(株)福田モーター商会(株)キムコ・ジャパン、(株)プレストコポレーション、(有)プライト、ドウカティジャパン(株)、ピーエム・ダブリユー(株)、トライアンフ・ジャパン(株)、(株)エムス商会

### 指定引取窓口

(株)クリンタグチ 富里営業所  
(富里市十倉6045・☎940050)

二輪車のリサイクルについてくわしくは、二輪車リサイクルコールセンター(☎03-33598-8075)またはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

### 全国地域安全運動

## 安全で安心な まちづくりを

『みんなでつくるこう安心の街』をスローガンに10月11日から20日までの10日間にわたり、安心なまちづくりを促進するため、『全国地域安全運動』および『千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例』に基づき、『安全で安心なまちづくり旬間』を実施中です。市内では、乗り物盗や車上ねらいなどが多く発生しています。

保管管理をしっかりと、被害に遭われないようにしましょう。また、この旬間中、ボランティアによる防犯パトロールや広報啓発活動が行われますので、ご協力をお願いします。

くわしくは交通防犯課 ☎20-1527)へ。

### 教育資金に利子補給

## 「国の教育ローン」を 受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の

利子の半額を補給します。

利子補給条件「金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、次の2つの条件に該当する人

市内に1年以上住んでいる人  
市税を完納している人  
利子補給の期間「交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)」

申請に必要なもの「返済予定表、住民票(世帯全員が記入されているもの)の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

### 都市再生街区基本調査

## 公共基準や官民境界などの 状況を調査します

国土交通省の実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が、次のとおり調査を行います。

「都市再生街区基本調査」とは、都市部の「地籍調査」(筆界)の土地の所有者、地番、地目の調査や境界などの測量を行い、その結果を地図や簿冊に作成するもの(

を推進するための基礎的なデータを整備するもので、人口が集中している市街地を対象に3年程度かけて実施する調査です。

期間「10月～平成17年3月  
対象地域「市内のDIDD地区(国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域)作業内容「公共基準点や官民境界杭などの状況を調査。原則として民有地への立ち入りはありません

くわしくは都市再生機構千葉地域支社都市再生企画課(☎043-2967226)へ。

## 今月の納税

- 市・県民税(第3期分)
- 国民健康保険税(第4期分)
- 介護保険料(第4期分)

○納期はいずれも10月16日(土)・11月1日(月)です。

くわしくは 税務課(☎20-1513) 保険年金課(☎20-1526) 介護保険課(☎20-1545)へ。

# 市民参加のまちづくりを 目指して開催

より多くの市民の声を市政に反映した「市民参加のまちづくり」を進めるため、市長と市民が直接対話するタウン・ミーティング（市長と市民とのつどい）が8月18日に市役所1階ロビーで、また、24日には公津公民館で開催されました。

市長が、市で取り組んでいる事業や今後の課題などについて述べた後、市町村合併や新高速鉄道の問題、環境問題など、各地域が抱えている問題について活発な意見交換や提案がされました。



説明も市長亲自

皆さんからいただいたご意見は、今後の「まちづくり」への参考とさせていただきます。

次回のタウン・ミーティングは11月9日（火）午前10時から正午まで、市役所1階ロビーで開催されます。ぜひ皆さんの市政に対する意見をお聞かせください。

## タウン・ミーティングの開催方法

	市役所での開催	地域での開催
テーマ	市政に関すること	
対象	市民ならどなたでも	開催を希望する地区・団体
日時	年間4回（5月・8月・11月・2月）開催原則として午前10時～正午	原則として平日の午前10時～午後8時の2時間以内とし、申込者と調整のうえ決定
場所	市役所1階ロビー	申込者が設定した場所（地区の集会所など）

タウン・ミーティングについてくわしくは市民支援課市民相談室（☎20-1507）へ。

## 相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室☎20-1507
市民生活相談（家事・民事）	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談（予約制） （裁判所で係争中の事件は除く）	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
市民なんでも相談 （もめごと・なやみごと・苦情相談）	10月18日（月）	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	10月19日（火）	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	10月19日（火）	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 （英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）	10月28日（木）	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	10月16日（土）	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業（内職）相談 （来所前に要電話）	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談（予約制） （新築・増改築などに関する相談）	11月11日（木）	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 8日（月）までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト（商工会館1階）	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター（市役所2階）	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	11月2日（火）	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	10月21日（木）	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	10月25日（月）	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	11月2日（火）	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談（予約制）	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談（予約制）	火曜日	9:00～16:00	教育センター（市立図書館2階）	教育センター☎20-6336
教育相談（不登校相談も）	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 （ニュータウンセンタービル6階）	教育相談室☎28-3234